

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理署長 〇〇〇〇

1 工事概要

- (1) 工事名 〇〇沢復旧治山工事
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇国有林〇〇林小班
- (3) 工事内容 山腹工 〇〇.〇〇ha

例) コンクリート土留工 〇〇m³
かご枠土留工 〇〇m²
丸太積土留工 〇〇m
水路工 〇〇m
筋工 〇〇m
植生マット伏工 〇〇m²

- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (5) 本工事は、簡易な施工計画等の提案(以下「技術提案書」という。)に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式(簡易型)の試行及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第9条に定める対象建設工事であり、第1

項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行うこととする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 中部森林管理局における土木一式工事に係る〇〇級、〇〇又は〇〇級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成〇〇年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山事業における山腹工事

- (6) 技術提案書の提案内容が発注者の設定している標準案以上である場合は加算点を与えることとし、標準案での提案（技術提案書に係る加算点は無し）も認める。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、詳細については、入札説明書による。
- ② 平成〇〇年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満であるものを除く。
- ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成10年1月14日付け9林野政第890号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 森林管理局長等が発注した工事で、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (12) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、入札説明書に記載する地域に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前〇〇時から午後〇〇時まで。
 - ② 場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
〇〇森林管理署 〇〇課 〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 - ③ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。
- (3) 技術提案書等は入札説明書により作成すること。
- (4) (2)①に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 2(6)の技術提案と資料で示された実績等により最大30点の加算点を与える。
- ③ 4(2)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

(ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

(イ) 技術提案書（簡易な施工計画）に関する事項

(ウ) 企業の能力に関する事項

(エ) 技術者の能力に関する事項

(オ) 地域精通度に関する事項

(カ) 企業の信頼性に関する事項

※ (ア) の項目で最大 30 点、(イ) の項目で最大 5 点、(ウ) から (カ) の 4 項目で最大 25 点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+施工体制評価点+加算点) / (入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることができる。

① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

② 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

(4) 技術提案の方法

技術提案は入札説明書に基づき作成するものとし、申請書と併せて提出すること。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇

〇〇森林管理署 総務課〇〇係

電話 〇〇-〇〇〇〇

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステムから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により紙入札方式により入札を予定している者等には下記

①～③により交付する。

① 交付期間：平成〇〇年〇〇年〇〇月〇〇日から入札日の前日まで(休日を除く。)の午前〇〇時から午後〇〇時まで。

② 場所：〒〇〇-〇〇〇-〇〇〇
〇〇森林管理署 〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

③その他：電子データにて配布するので、空のCD-Rメディアを持参すること。なお、配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札方式で行う場合は、入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分とする。なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

② 紙入札により持参する場合は、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに〇〇森林管理署〇〇室に持参すること。なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

③ 開札は、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇森林管理署〇〇室にて行う。なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行〇〇支店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和

27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁
〇〇森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 低入札の場合の措置

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、次に掲げる品質確保対策を行う。

- ① 契約保証金の増額(入札説明書20の②参照)
- ② 前金払の縮減(入札説明書20の②参照)
- ③ 技術者の1名増員(入札説明書18の(3)参照)

(7) 低入札調査基準価格を下回った価格をもって本工事を契約した場合は、本工事に係る工事成績評定点合計に応じ、本工事の工事成績評定通知書の通知日から2年間、中部森林管理局が発注する工事における総合評価の加算点を次のとおり減ずる。

- ① 工事成績評定点合計70点以上：1点を減ずる
- ② 工事成績評定点合計70点未満：3点を減ずる

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (3) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 技術提案等の内容のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 施工体制確認のためのヒアリング

入札書（施行体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施行体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(13) 技術提案に基づく技術提案書の採否

技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知をもって通知する。

(14) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成 16 年 7 月 林野庁）による。

(15) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど、の綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html）の発注者綱紀保持をご覧ください。